

# 原野商法 二次被害が続発

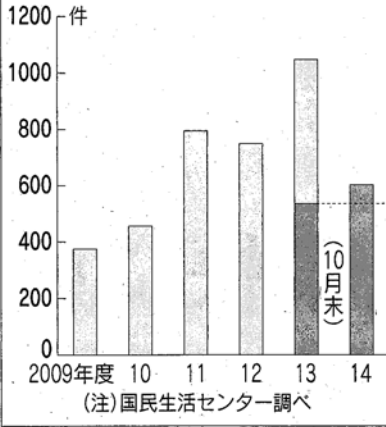
## 買わされた土地売却持ちかけ

価値の低い土地をだまして売りつける「原野商法」の被害者が、土地の売却話などを持ちかけられ、新たにお金を支払われるトラブルが続発している。2013年度に全国の消費生活センターに寄せられた相談件数は過去最多で、相談者の大半が高齢者。土地を生前に処分しようとして被害に遭うケースが多く、国民生活センターは注意を呼びかけている。

### 相談1000件超 高齢者の相続付け入る

「太陽光発電の会社が」に夫が購入した土地を「将来買い取るはずです」。い取るために自宅を訪れた業者から、別の土地を今年5月ごろ、約40年前

原野商法の二次被害に関する相談件数



「大陽光発電の会社が」に夫が購入した土地を買った土地は買い取ってもらえたが、別の山林を2カ所購入させられ、差額の400万円を支払うこととなった。国民生活センターによると、13年度に原野商法の被害者から寄せられた二次被害の相談件数は1048件で過去最多。今年度も10月末までに603件に達し、13年度同期を1割以上上回る。支払い済み金額の平均は約1

60万円にのぼる。

原野商法は30〜40年ほど前に被害が相次いだのが、再び相談が増えている背景には当時の購入者の高齢化があると思われる。二次被害者の9割が60歳以上で、国民生活センターの担当者は「将来自分の子供たちが土地を相続して固定資産税などを負担しないよう生前に処分したいと考える人が増えているところに、業者が付け入っている」とみる。

典型的な手口は、電話を掛けたうえ、所有者宅を訪れた業者が「土地を買いたがっている人がいる」「大型商業施設ができるので値上がりする」と語り、売却するための広告や測量などの名目で

お金の支払いを求めるケース。実際にインターネットに広告を掲載したり、測量の結果を載せた報告書を送付してきたりすることもあり、直ちに

「違法と言えないことも多い」と指摘。お金を支払ってもクーリングオフできる場合があるといい、「おかしいと思うたらすぐ相談を」と呼びかけている。

同センターは被害防止策として「行政などに業者が持ちかけた話の事実関係を問い合わせる

関係性を問いただすことも有効」と指摘。お金を支払ってもクーリングオフできる場合があるといい、「おかしいと思うたらすぐ相談を」と呼びかけている。